

## 尾道市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画等策定業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

この要領は、尾道市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画等策定業務を委託するにあたり、廃棄物処理事業の特殊性から高度な計画能力及び豊富な実績・経験・技術力等を有する者を、公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 尾道市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画等策定業務
- (2) 業務内容 尾道市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画並びにごみ処理体制の将来像検討及びごみ処理施設整備基本構想（案）検討資料の作成  
詳細は、尾道市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画等策定業務仕様書による。  
なお、優先交渉権者を決定後に仕様の最終調整を実施するものとする。
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和8年3月31日
- (4) 委託上限 40,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）  
（令和6年度：27,000千円、令和7年度13,000千円）
- (5) 選考方式 ア 選考は、尾道市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画等策定業務事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。  
イ 選考は、一次書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリングを実施して二次審査を行い、優先交渉権者1者及び次点者1者を特定する。  
ウ 委員会の構成は、二次審査当日、公表する。
- (6) 選考スケジュール

ア 公募の公告開始・質問受付開始	令和6年5月21日（火）
イ 質問書受付終了	令和6年6月 3日（月）午後4時
ウ 質問書への回答	令和6年6月14日（金）
エ 参加表明書等提出期限	令和6年6月21日（金）午後4時
オ 一次書類審査の結果通知	令和6年7月 2日（火）
カ 提案書類提出期限	令和6年7月18日（木）午後4時
キ 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）	令和6年8月上旬予定
ク 選定結果の通知	令和6年8月上旬予定

### 3 参加者資格

本業務の選考に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 尾道市建設工事等（測量・建設コンサルタント等）入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 代表者又は自社の役員等が、尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）第2条第2号又は第3号に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) この公告の日以降、尾道市入札参加資格者指名停止基準の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (6) 「建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）」の廃棄物部門に登録があること。
- (7) 平成26年度以降に、地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む）が発注する、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及びごみ処理施設整備基本構想の策定に係る業務実績を元請として受注し、かつ完了した実績があること。
- (8) 配置する管理技術者は、技術士法で定める技術士（衛生工学）の資格を取得後、複数年を経過している者であること（管理技術者、照査技術者及び担当技術者はそれぞれ兼務不可）。
- (9) 広島県内に本社（本店）、支社（支店）又は営業所等を有すること。
- (10) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有し、租税等に滞納がないこと。
- (11) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

#### 4 応募者の制限

次に該当する者は、参加資格を満たしている者であっても、本プロポーザルに応募できない。

- (1) 委員会の委員及びその親族
- (2) 委員会の委員及びその家族が主宰、役員又は顧問をしている営利組織に属している者
- (3) 委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者（「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

#### 5 本件に関する質問書

- (1) 本件に関する質問については、質問書（様式第4号）により受け付ける。
- (2) 受付期間は、公告の日から令和6年6月3日（月）まで（午後4時必着）とし、提出方法は、電子メール（メールアドレスは12を参照）とする。なお、提出する場合の表題は「尾道市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画等策定業務プロポーザル質問書」として送信すること。
- (3) 受け付けた質問に対しては、令和6年6月14日（金）までに尾道市ホームページへの掲載をもって回答とする。
- (4) 電話・FAXでの質問は不可とする。

#### 6 参加方法

- (1) 実施要領等の入手方法  
実施要領、参加表明書その他公募に係る資料・様式は、尾道市のホームページからダウンロードすること。（<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp>）
- (2) 参加申込み  
プロポーザルに参加しようとする者は、次に定めるところにより参加表明書等を提出すること。
  - ア 参加表明書（様式第1号）
  - イ 業務実績書（様式第2号・業務実績を示す書類の写し等を添付すること。）
  - ウ 財務諸表（貸借対照表および損益計算書）※直近決算時のもの
  - エ 技術士一覧表（様式第3号-1）・管理技術者調書（様式第3号-2）・担当技術者調書（様式第3号-3）・照査技術者調書（様式第3号-4）
- (3) 提出方法  
「プロポーザル参加表明書」と明記した封筒に前号の書類を同封し、持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送による場合は書留郵便とし、提出期限必着とする。

(4) 提出先

本要領 1 2 の「本件に関する事務局（問い合わせ先）」宛

(5) 提出部数 正本 1 部、副本 7 部（副本はコピーで可）

(6) 提出期限

令和 6 年 6 月 2 1 日（金）午後 4 時必着

（受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで）

(7) 技術提案参加者の決定（一次書類審査）

本業務に係る技術提案への参加者は、提出書類に基づき事務局が参加資格の有無を確認するとともに評価選定基準表（別紙 2）により一次書類審査を行う。

参加資格を満たす者が 6 者を超える場合は、委員会において一次書類審査の点数上位 6 者程度を選定し、技術提案参加者とする。

なお、審査結果は、令和 6 年 7 月 2 日（火）までに、参加表明書を提出した全ての者に対し書面にて通知（発送）する。

## 7 提案書類の作成及び提出

技術提案への参加決定の通知を受けた事業者は、提案書（様式第 5 号）及び見積書・見積内訳書（任意様式：消費税及び地方消費税を除いた額で記入）を作成し、提出すること。

(1) 提案内容

別紙 1 「尾道市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画等策定業務委託に関するプロポーザル提案課題」による。

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 7 部（副本はコピーで可）

(3) 提出方法

「プロポーザル提案書類」と明記した封筒に前号の書類を同封し、持参又は郵送による（郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着とする。）。

(4) 提出先

本要領 1 2 の「本件に関する事務局（問い合わせ先）」宛

(5) 提出期限

令和 6 年 7 月 1 8 日（木）午後 4 時必着

（受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで）

(6) その他

提案書は任意様式とし、A 4 判（折込み可）、文字の大きさは 1 1 ポイント以上（図表に用いる文字はこの限りではないが、読みやすい大きさとする。）、横書き、左綴り、1 0 ページ以内（表紙及び目次はページに含めない。）とし、ページ番号を付すこと。

提案書の副本へは、参加者を特定できる名称・ロゴマークは記載しないこと。

## 8 優先交渉権者の選定（二次審査）

提案者のプレゼンテーション及びヒアリングに基づき、委員会において総合的に評価・採点し、最高点を得た参加者を優先交渉権者、二番目の高得点者を次点者として選定する。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

## ア 実施予定

令和6年8月上旬（予定）

※日時・場所等の詳細については、後日通知する。

## イ 出席者

3名以内（配置予定の管理技術者及び担当技術者を含めること。）

尾道市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画等策定業務プロポーザル技術提案ヒアリング等出席報告書（様式第6号）により報告すること。

## ウ プレゼンテーション時間

15分以内（ヒアリングの時間は除く。）

## エ その他

提案内容は、提案書に基づくものとし、追加資料の持込は認めないが、プロジェクターにより拡大しての説明は認める。なお、プロジェクター、スクリーン、ケーブル（HDMI端子）は事務局側で準備するが、パソコン等は提案者側で準備すること。

プレゼンテーションの発表は、配置予定の管理技術者又は担当技術者が行うこと。

プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、提案書類の受付順とする。

プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で実施する。

## (2) 評価基準

委員会では、「評価選定基準表」（別紙2）により評価するものとする。

「一次書類審査評価点」＋「二次審査評価点」＝「合計評価点」とする。

(3) 最高点が同点の場合は、参考見積書の金額の低い者を優先交渉権者とする。さらに参考見積書の金額が同額である場合は、くじ引きとする。

(4) 最高点を得た提案者が辞退した場合は、次点者を優先交渉権者とする。

(5) 選定結果は、企画提案書を提出した者に対し、書面により結果を通知するとともに、尾道市ホームページにおいて公表する。

<公表事項> 優先交渉権者及び次点者について、名称及び合計評価点

(6) 評価結果に対する一切の異議申立ては、受け付けない。

## 9 契約の締結

審査結果通知後、優先交渉権者と契約締結の交渉を行うこととする。

なお、審査結果通知日から30日以内に契約交渉が整わないときは、次点者と改めて契約交渉を行うこととする。

## 10 参加者の失格

(1) 虚偽の内容が記入されている場合。

(2) 本実施要領に違反すると認められる場合。

(3) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合。

## 11 その他

(1) 本プロポーザルの参加に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 企画提案資料の受理後の差し替えおよび追加・削除は、原則として認めない。

- (4) 提出書類は、受託可能な事業者を選定するための資料であり、無断で本プロポーザル以外の目的に使用しない。ただし、本提案に係る情報公開請求があった場合は、尾道市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

1.2 本件に関する事務局（問い合わせ先）

〒722-0221

広島県尾道市長者原一丁目220番地75

（尾道市クリーンセンター内）

尾道市 市民生活部 衛生施設センター 施設管理係

電話0848-48-2900 FAX0848-48-2820

Eメールアドレス eisei@city.onomichi.hiroshima.jp

(別紙1)

尾道市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画等策定業務委託に関するプロポーザル提案課題

提案課題1

業務実施方針と業務計画

提案課題2

業務実施体制

提案課題3

本市のごみ処理体制の将来像の検討・提案に係る実施方法

提案課題4

新たに本市へ提案すべき事項（自由提案）

(別紙2)

評価選定基準表

一次書類審査			
選考項目	評価項目	評価基準	配点
企業評価	企業の信頼性	直近決算の財務諸表等（自己資本比率）	10  25
	企業実績	平成26年度から令和5年度までに地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む）から元請として受注し完了した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及びごみ処理施設整備基本構想、ごみ処理施設整備基本計画の策定に係る業務実績数	
	企業体制（資格者数）	令和6年4月1日現在の廃棄物分野における技術士資格保有者数	
技術者評価	管理技術者及び担当技術者の実績	配置予定の管理技術者及び担当技術者の、平成26年度から令和5年度までに地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む）から受注し完了した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及びごみ処理施設整備基本構想策定に係る業務実績数	15
二次審査			
選考項目	評価項目	評価基準	配点
技術提案書 等評価	1 業務実施方針と業務計画	業務の目的や業務内容の理解度、具体的な実施方針・実施計画が示されているか。	10
	2 業務実施体制	業務の実施体制の特長が明確で具体的に構成されているか。	
	3 本市のごみ処理体制の将来像の検討・提案に係る実施方法	本市の状況に沿った、具体的かつ効率的な業務実施方法の提案がされているか。	45
	4 新たに本市へ提案すべき事項（自由提案）	本市の状況に沿った、新たに取り組むべき具体的な提案がされているか。	
	ヒアリング質疑応答		
	価格評価		20
一次書類審査・二次審査合計			100